

## ■個人番号の記載が必要な届出について

医療保険分野での個人番号の利用開始に合わせ、平成 29 年 1 月 1 日に健康保険施行規則が改正され、以後の一部手続きについて、以下の通り、健保への届出書式に個人番号の記載が必要になりました。

### ①個人番号の記載が必要な届出

新様式の個人番号欄に記載をお願いします。

被保険者資格取得届※1、被扶養者異動届（「扶養するとき」のみ※2）、  
被保険者資格喪失届※1

※1 手続きはお勤め先の事業主が行います。

※2 お勤め先によって記入不要の場合があります。詳しくは、お勤め先の健康保険担当箇所にお問い合わせください。

### ②個人番号の記載が任意である届出

保険証の「記号・番号」を書式に記載すれば、個人番号は必要ありません。

任意継続被保険者資格取得申請書、任意継続被保険者資格喪失届、保険証再交付申請書、  
高齢受給者基準収入額適用申請書、食事療養標準負担額差額支給申請書、療養費支給申請書、  
移送費申請書、傷病手当金請求書、埋葬料（費）請求書、出産育児一時金申請書、  
出産育児一時金内払金支払依頼書、出産手当金請求書、家族埋葬料請求書、特定疾病療養受  
療証交付申請書、限度額適用認定証交付申請書、限度額適用・食事療養標準負担額減額申  
請書

●「記号・番号」を記載せず、個人番号のみで届出を行う場合は、書式の「備考欄」に個人番号を記載してください。ただし、この場合は番号法の規定により、以下の個人番号関連書類を届出に添付していただく必要があります。

- ・一般被保険者（在職中の方）の場合  
本人確認書類、個人番号確認書類、代理権が確認できる書類、  
代理人の身元確認書類
- ・任意継続被保険者（OBの方）の場合  
本人確認書類、個人番号確認書類  
※添付書類の詳細については、健保事務局にお尋ねください。

### ③上記以外の届出

様式の変更はなく、個人番号の記載は必要ありません。

以上